

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 6 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部
(医療体制班)

新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和 2 年 4 月 2 日付け事務連絡）において、医療提供体制（入院医療提供体制）の対策の移行が行われた際の症状がない又は医学的に症状が軽い方の宿泊や自宅での療養の対象者や都道府県等における必要な準備事項についてお示しし、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養又は自宅療養の考え方について」（令和 2 年 4 月 23 日付け事務連絡）において、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、宿泊療養を基本として対応をお願いしたところです。

現在、厚生労働省で保健所の業務負担軽減と適切・簡便なデータ収集が可能となるような新たなシステムの開発を行っているところであり、同システム稼働後は、新型コロナウイルス感染症患者の入院・療養状況についても、同システムに入力いただく形での報告を可能とする予定ですが、同システム稼働までの間、本事務連絡に基づき、週一回、期日までに報告をお願いいたします。同システムに関する詳細は追って別途連絡いたします。

また、本調査は「3. 報告に当たっての留意事項」でお示ししているとおり、各都道府県の感染症の状況及び医療提供体制を検討するに当たって基礎となるデータであり、各都道府県でとりまとめの上報告いただくこととしておりますが、保健所設置市、特別区におかれては、貴下の情報を各都道府県に提出し、本調査のとりまとめに御協力いただきますようお願いいたします。

なお、調査内容等は、今後の状況に応じて変更する可能性がありますので、御了承ください。

記

1. 調査内容

(1) PCR 検査陽性者数（退院者等を除く。）

貴都道府県の2.の報告時点における、新型コロナウイルス感染症のPCR検査陽性者数（2回連続でPCR検査での陰性が確認され退院基準を満たして退院した者、解除基準を満たして宿泊療養・自宅療養を解除された者及び死亡者を除く。）

※（1）は（2）～（5）を合計した数。

（2）入院患者数

- ① 1.（1）の新型コロナウイルス感染症患者のうち、病院又は診療所に入院している者（一両日中に入院すること及び入院先が確定している者を含む。）の数
- ② ①のうち、一両日中に入院すること及び入院先が確定している者の数
- ③ 1.（2）①の患者のうち、重症者（集中治療室（ICU）等での管理、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な患者）の数

（3）宿泊施設で療養を行っている患者の数

- ① 1.（1）の新型コロナウイルス感染症患者のうち、宿泊施設での安静・療養（以下「宿泊療養」という。）を行っている者の数
※ 別途、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（軽症者等宿泊療養施設確保チーム）から報告を求めている「宿泊療養施設の現入室数」と同じ。（直近で同本部に報告を行った時点の数）
- ② 上記（1.（3）①）の患者のうち、病院又は診療所に入院していたが、症状が改善したこと等により、現時点で宿泊療養を行っている者の数
- ③ 1.（1）の新型コロナウイルス感染症患者のうち、入院調整中のため宿泊施設で待機している者の数（一両日中に入院すること及び入院先が確定している者を除く。）

（4）－1 自宅で療養を行っている患者の数

- ① 1.（1）の新型コロナウイルス感染症患者のうち、自宅での安静・療養（社会福祉施設等の入所施設・居住系サービスなど、自宅に準ずる施設等で安静・療養している場合を除く。以下「自宅療養」という。）を行っている者の数
- ② ①のうち、病院又は診療所に入院していたが、症状が改善したこと等により、現時点で自宅療養を行っている者の数
- ③ 1.（1）の新型コロナウイルス感染症患者のうち、入院調整中のため自宅で待機している者の数（一両日中に入院すること及び入院先が確定している者を除く。）

（4）－2 社会福祉施設等で療養を行っている者の数（自宅療養と同じ解除基準※により療養を解除された者を除く。）

※ PCR検査で2回連続陰転化又は療養開始から14日間経過した場合に療養解除

- ① 社会福祉施設等の入所施設・居住系サービスなどで安静・療養している者の数
- ② ①のうち、病院又は診療所に入院していたが、症状が改善したこと等により、現時点で社会福祉施設等で療養を行っている者の数

※ 医師の判断により退院して療養を開始した者に限る（2回連続でPCR検査で

の陰性が確認されて退院した者を除く。)

- ③ 1. (1) の新型コロナウイルス感染症患者のうち、入院調整中のため社会福祉施設等で待機している者の数(一両日以内に入院すること及び入院先が確定している者を除く。)

(5) 確認中の患者の数

1. (1) の新型コロナウイルス感染症患者のうち、1. (2) ～ (4) のいずれに該当するか現時点で不明であり、確認中である者の数

2. 回答方法

別紙様式にて、以下の期限までに御回答ください。

第1回：4月28日(火) 0時時点の状況を、4月30日(木) 15時までに御回答ください。

第2回：5月7日(木) 0時時点の状況を、5月8日(金) 15時までに御回答ください。

第3回以降：5月13日(水) から当面の間^(※)、毎週水曜日 0時時点の状況を翌木曜日に御回答ください。

(※) 新たなシステムが稼働次第、システムによる報告へ切り替えます。

3. 報告に当たっての留意事項

都道府県内の保健所を設置する市及び特別区の状況も含めて、都道府県がまとめて御報告をお願いします。

なお、報告いただいたデータについては、厚生労働省から公表を予定していることを申し添えます。

4. 照会先

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療体制班

代表 03-5253-1111 (内線：8072、8073)

以上